

常盤会自治会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は常盤会自治会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、常盤台地域の横浜市港北区日吉1丁目から下田町2丁目までの別紙「常盤会自治会説明資料の地図」の範囲とする。

(事務所)

第3条 本会は会長宅に事務所を置く。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2. 本会へ入会及び退会しようとする者は速やかに会長に届けるものとする。

3. 本会は正当な理由がない限り区域に住居を有する者の入会及び退会を拒んではならない。

(退会)

第5条 会員から退会の申出があった場合、又は次のいずれかに該当する会員は退会した者とする。

① 区域に住所を有しなくなった場合

② 会費を1年以上滞納し、かつ会費の納入の督促に応じない者

③ 会員が死亡した場合

2. 規約に違反する行為をした会員は会長の判断で退会を勧告することが出来る。

第6条 会員は第33条に定める会費を納入しなければならない。

第3章 目的及び事業

(目的)

第7条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図るとともに、地域の課題を解決することにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第8条 本会は第7条に掲げた目的を遂行するため、以下の事業を実施する。

1. 会員相互の親睦に関する事

2. 清掃、美化等の環境整備に関する事

3. 防災、防犯、交通安全に関する事

4. 文化・スポーツに関する事

5. 子供達の健全な成長と会員との親睦に関する事

6. その他前条の目的遂行に関する事

第4章 役員

(役員)

第9条 本会は下記の役員を置く。但し、兼務は妨げない

1. 会長 1名
2. 副会長 1名 但し、空席とすることが出来る。
3. 事務局長 1名
4. 書記 1名
5. 会計 1名
6. 環境部長 1名
7. 文化・スポーツ部長 1名
8. 福祉部長 1名
9. 防犯部長 1名
10. 防災部長 1名
11. 監事(会計監査) 1名
12. その他、役員会で決定した者

(役員を選任)

第10条 役員は定期総会において会員の中から選任される。

2. 監事は会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条

1. 会長は本会を代表し、本会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は職務遂行に支障が生じた時はこれの代理を行う。
3. 事務局長は本会の運営や活動が順調に推移するための事項を行う。
4. 書記は会務を記録する。
5. 会計は本会の会計事務を行う。
6. 環境部長は環境に関する事項を行う。
7. 福祉部長は福祉に関する事項を行う。
8. 文化・スポーツ部長は文化、スポーツに関する事項を行う。
9. 防犯部長は防犯に関する事項を行う。
10. 防災部長は防災に関する事項を行う。
11. 監事は以下の業務を行う。
 - ① 会計、及び資産の状況を監査すること。
 - ② 会長、副会長、及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - ③ 会計、業務執行に不正の事実を発見し、報告の必要があると認めた時は、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第12条

1. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、会長の任期は2期までとする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

第5章 子供会

第13条 本会の区域内の子供達の健全な成長と会員との相互の親睦を図るために子供会を置く。

第6章 散楽会（高齢者「65歳以上」を対象とした老人クラブ）

第14条 本会の区域内の高齢者の福利・厚生、親睦を目的とした散楽会を置く。

第7章 各種委員

第15条 本会は行政からの要請に基づき、会員の中から各種委員を選出、推薦する。

第8章 会 議

（会議）

第16条 本会の会議は定期総会、臨時総会、役員会、理事会とする。

（総会の構成）

第17条 総会は全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年度決算後3ヵ月以内に開催する。

3. 臨時総会

① 会長が必要と認めた時に開催する。

② 第11条第1項③号の規定により監事から開催の請求があった時

（総会の招集）

第19条 総会は会長が招集する。

2. 総会を招集する時は会員に対し会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の1ヵ月前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第20条 総会は、次の事項を審議し議決する。

① 事業計画及び事業報告に関する事項

② 予算及び決算に関する事項

③ 規約及び総会の議決が必要と役員会が判断した細則の変更に関する事項

④ 会費に関する事項

⑤ 役員を選任に関する事項

⑥ その他の重要事項に関する事項

（総会の議長）

第21条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第22条 総会は、全会員の2分の1以上の出席しなければ開催することができない。但し、委

任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第9章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第27条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会において議決された事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第10章 理事会

(理事の選任)

第28条 本会は会の運営を円滑に行うために組を置き、各組の会員の中から理事1名を選任する。

(理事の職務)

第29条 理事は、組を代表して会務に協力する。

(理事の任期)

第30条 理事の任期は1年とし、各組の中で輪番制とする。

2. 理事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事会)

第31条 理事会は、役員、及び理事で構成し、会長が必要とみとめた時に招集する。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産。

② 資産から生ずる収入

③ その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(経費の支払い等)

第34条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第35条 会員は本会自治会細則の「会費の徴収」に基づき、原則、1世帯あたり年会費3,600円を支払う。

2. 徴収方法は本会自治会細則の「理事の職務」に定める。

3. 会費の変更は総会の出席者の4分の3以上の賛成をもって変更することが出来る。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決をもって定めなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

(委任)

第39条 この規約の施行にあたって必要な場合には、細則を定めることができる。

第12章 雑則

(表彰・慶弔)

第40条 会員の表彰と慶弔に関して細則に定める。

(規約、及び細則の変更)

第41条 本会の規約、及び総会の議決が必要と役員会が判断した細則の変更は、総会の出席者の4分の3以上の賛成をもって変更することが出来る。

(解散)

第42条 本会の解散に当たっては総会の出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(備えつけ帳簿及び書類)

第43条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかねばならない。

附則

この規約は、平成14年4月1日より施行する。

平成22年4月1日より改正施行する

平成25年4月1日より改正施行する。

平成29年4月1日より改正施行する

平成30年4月1日より改正施行する